

「陽光の園 介護サービスセンター」短期入所生活介護
重要事項説明書

1. 法人の概要

事業主体名	社会福祉法人 長寿会
法人の種類	社会福祉法人
設立年月	昭和46年2月
代表者名	理事長 加藤 馨
所在地	神奈川県小田原市入生田475 電話 0465-24-0013(代) FAX 0465-24-2814
法人の理念	高齢者の円満・幸福な生活をおくっていただくために、うるおいとぬくもりのサービスを総合的、継続的に提供する。
介護保険関連の事業	【介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)陽光の園】 【陽光の園 介護サービスセンター】 下記の各事業 ・ <u>介護サービス</u> : 通所介護 短期入所生活介護 居宅介護支援 ・ <u>日常生活支援総合事業</u> :国基準通所型サービス(小田原市) 国基準通所介護サービス(箱根町) ・ <u>介護予防サービス</u> :介護予防短期入所生活介護 【その他】 ・小田原市地域包括支援センターしろやま
他の介護保険以外の事業	軽費老人ホーム 箱根山荘

2. 事業所の概要

事業所名	陽光の園 介護サービスセンター
所在地	神奈川県 小田原市入生田 475番地 電話 0465-24-0005 FAX 0465-24-0032 通所型サービス・通所介護・居宅介護支援 電話 0465-24-0013 FAX 0465-24-2814 (介護予防)短期入所生活介護

提供サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護・国基準通所型サービス (定員30名) ・短期入所者生活介護・介護予防短期入所生活介護(定員20名) ・居宅介護支援
サービス提供地域	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護・国基準通所型サービス :小田原市、箱根町湯本 ・短期入所者生活介護・介護予防短期入所生活介護 :小田原市、箱根町 ・居宅介護支援 :小田原市、箱根町湯本
サービス内容	サービス別利用説明書に記載
受付時間	通所介護・国基準通所型サービス 月～土曜日の午前9時～午後5時 (12/31～1/3を除く) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 12/31～1/3を除く午前9時～午後5時 居宅介護支援 月～金曜日の午前9時～午後5時(12/31～1/3を除く)

3. 運営方針

- (1)「地域とともに築く福祉」を念頭にサービスの創造力・システム力・活力の育成に努めます。
- (2)高齢者の生活・利用施設、事業所として、利用者の人格・個性を尊重し、円満かつ家庭的雰囲気づくりに努めます。
- (3)利用者の「健康」と「安全」に留意するとともに、職員と利用者・利用者家族とのコミュニケーションを大切にいたします。

4. サービス提供時間

サービス種類	平日	祭日	土曜日・日曜日	12/31～1/3
通所介護	午前9時～午後4時10分		休み	休み
短期入所生活介護	来園時より去園時		来園時より去園時	送迎は休み※

※通所型サービス・介護予防短期入所生活介護のサービス提供時間は、それぞれの介護サービスの提供時間と同じです。

※サービス提供時間は、基本時間です。条件により変動する場合があります。

(注※)短期入所生活介護の12/31～1/3はご家族等の送迎があれば、来園・去園は可能です。

5. 基本送迎時間

サービス種類	お迎え出発時間	お送り出発時間
通所介護	午前8時00分頃～	午後4時10分頃～
短期入所生活介護	午前9時30分頃～	午後5時頃～

※通所型サービス・介護予防短期入所生活介護の送迎時間は、それぞれの介護サービスの送迎時間と同じです。

※送迎時間は基本時間です。送迎順・道路事情により変動しますので、あらかじめ担当職員に確認してください。

6. 送迎範囲

サービスの種類	送迎地区	その他の地区
通所介護 通所型サービス	緑、新玉、万年、幸、十字、芦子、大窪、足柄の一部、二川の一部、久野の一部、早川の一部、山王網一色の一部、箱根湯本の一部	送迎地区以外の小田原市、箱根町湯本
短期入所生活介護 介護予防 短期入所生活介護	小田原市内、箱根町湯本、湯本茶屋	左記以外の地区は要相談

※ 送迎地区以外の地域は直接ご相談下さい。

※ 「その他の地区」の場合、別料金を頂く場合があります。

7. サービス利用料及び利用者負担等

(1) 別紙「陽光の園 介護サービスセンター利用者負担金一覧表」のとおり

<滞在費・食費についての留意事項>

◆滞在費・食費が軽減される場合がございます。ただし、「介護保険負担限度額認定証」を提出いただいた場合に限りです。

(認定証を提出いただかない場合は、通常の滞在費・食費の料金で請求させていただくこととなりますのでご注意ください。)

◆利用者負担額については、個室と多床室で変わります。

「居室利用確認書」「個室利用時の利用料金確認同意書」により個室、多床室の確認をします。

(2) お支払方法

自己負担金は、次のいずれかの方法によりお支払いいただきますようお願いいたします。

A 自動口座引き落とし(ご指定の金融機関の口座から月1回引き落とします。)

B 銀行振り込み(期日までにお振り込み願います。手数料は利用者負担となります。)

C 現金払い(サービス提供時等、定められた日にお支払い頂きます。)

(3) その他

別紙「陽光の園 介護サービスセンター利用者負担金一覧表」は、「法定代理受領(現物給付)」の場合について記載しています。居宅サービス計画を作成しない場合等、「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料を支払い、その後市町村に対して保険給付分を請求することになります。

※サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合、全額自己負担となります。

(居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります。)

8. サービスの中止

(1) 利用者がサービスの利用の中止(キャンセル)をする際には、すみやかに次の連絡先(または、各事業別説明に記載されている窓口担当者)までご連絡ください。

連絡先: 陽光の園介護サービスセンター

電話: 0465-24-0005 (通所介護・居宅介護支援)

電話: 0465-24-0013 (短期入所生活介護)

※通所型サービス・介護予防短期入所生活介護の連絡先は、それぞれの介護サービスの連絡先と同じです。

(2) 利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡ください。前日又は当日の中止については、次のキャンセル料を申し受けることとなりますので、ご了承ください(ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です)。

(3) キャンセル料は、利用者負担の支払いに合わせてお支払いいただきます。

時 間	キャンセル料
サービス利用日の前々日まで	無 料
サービス利用日の前日まで	利用者負担金の50%
サービス利用日の当日	利用者負担金の100%

9. 相談窓口、苦情対応、及び、個人情報相談窓口

○ サービスや個人情報の取扱い等に関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

陽光の園 介護サービスセンター ご利用者相談窓口	電話0465-24-0005 FAX0465-24-0032 (通所介護・通所型サービス・居宅介護支援) 電話0465-24-0013 FAX0465-24-2814 (短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護) 受付時間 午前9時から午後5時
--------------------------------	---

○ 苦情対応責任者 及び 個人情報管理責任者

通所介護・国基準通所型サービス : 加藤
(介護予防)短期入所生活介護 : 加藤

○ 苦情窓口担当者 及び 個人情報相談窓口

通所介護・国基準通所型サービス : 芝
(介護予防)短期入所生活介護 : 中平
居宅介護支援 : 川瀬 ○

公的機関においても、次の機関において相談・苦情申出等ができます。

ご利用者在住の市町村担当窓口	〒250-0042	小田原市 荻窪 300
	小田原市高齢介護課	電話 0465-33-1827
ご利用者在住の市町村担当窓口	〒250-0311	箱根町 湯本 256
	箱根町福祉課	電話 0460-85-7790
神奈川県国民健康保険団体連合会	(国保連)	
	〒220-0003	横浜市西区楠木町27-1
	介護保険課介護苦情相談係	電話 045-329-3447
神奈川県庁	〒231-8588	横浜市中区日本大通1
	介護事業指導課	電話 045-671-2356

10. 緊急時等の対応

サービス提供にあたり、事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡の上、必要な措置を講じます。

11. 高齢者虐待防止

高齢者虐待を防止するため、指針を整備し、定期的に職員研修を行います。高齢者虐待を発見した場合は、速やかに市町村へ報告するものとします。

12. 感染症・非常災害の対策

事業者は、非常災害、感染症蔓延に対し、具体的に計画をたて、非常災害、感染症蔓延に備えるため、感染症、防災のマニュアル、業務継続計画を作成し、定期的に避難、救出その他必要な訓練、研修を行います。

13. 研修機会の確保

事業者は、従業員の資質向上を図るため、次のとおり研修機会を設けます。

採用時研修 採用後1ヶ月以内

継続研修 随時

14. 守秘義務に関する対策

事業所及び従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守します。また、退職後においてもこれらの秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

15. ハラスメントに対する対策

事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

【各事業別説明】

□ 短期入所生活介護サービス

1 サービスの内容

(1)「短期入所生活介護サービス」は、事業者が管理運営する施設に短期間入所していただき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び訓練を行うサービスです。サービスの提供にあたっては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行うようにします。

(2)サービス提供にあたっては、「居宅サービス計画書」に沿って計画的に提供します。

(3)サービス内容の詳細については、別添えの「短期入所生活介護計画書」(原則として入所期間が4日以上となる場合に作成します。)により利用者の希望を確認したうえで実施します。

2 施設の概要

※短期入所生活介護は介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に併設された施設です

区分	数量・規模		備考
入所定員	特養定員	80名	※短期入所定員には、介護予防短期入所利用者含みます。
	短期入所定員	20名	
居室	4人部屋	5室 (1室43.62㎡)	1人あたり 10.90㎡

※以下、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 陽光の園との共用設備です。

食 堂	2F1室(113.95㎡) 3F1室(113.95㎡)	他に併設デイサービス食堂があります
機能訓練室	1室(79.15㎡)	
浴 室	2室(81.49㎡)	一般浴槽と特殊浴槽があります 他に併設デイサービス浴室があります
共用便所	1F 2箇所 2F 2箇所(含む浴室トイレ)、 3F 2箇所(含む浴室トイレ)	その他、2F4人部屋3室を除き各居室に 便所があります
共用洗面所	2F 1箇所 3F 1箇所	その他、各室に洗面所があります。
医 務 室	1室(21.56㎡)	
静 養 室	1室(11.49㎡)	
面 接 室	2室(各7.84㎡)	
そ の 他	ボランティア室、作業療法室、屋上、エレベーター、各室ベランダ、中庭 他	

3 職員の配置状況 短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護含む)定員20名 (令和6年4月現在)

職員区分 (人)		管理者	医師	生活 相談員	介護職員		看護 職員	管理 栄養士	機能訓練 指導員
		兼務			専 従	兼務	兼務		
特別養護老人ホーム 従業者員数	常勤	1	—	2	—	31	3	2	1
	非常勤	—	3	—	—	11	3	—	0
短期入所生活介護 従業者数	常勤	1	—	1	—	31	3	2	1
	非常勤	—	3	—	—	11	3	—	0

※上記兼務職員は、介護予防短期入所生活介護も兼務しております。

4 管理者、および、サービス提供上の窓口担当者

管 理 者:加藤 連絡先(電話):0465-24-0013
窓口担当者:中平

5 送迎

- (1)送迎は送迎範囲内においてはご自宅まで行います。
- (2)通常の送迎範囲を超える送迎ができない場合があります。
- (3)送迎車両はデイサービスと共用で運行しております。
- (4)当日のご利用者数の多寡・交通事情や天候状態等により送迎時間が前後いたします。

6 その他

- ・居室は1室4人のご利用です。原則男女別ですが、満室の場合は男女同室※でご利用いただく場合があります。(※男女同室の場合は事前にご本人・ご家族へ承諾をいただきます。)
- ・職員への贈り物等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。